

## 国と民間企業との間の人事交流に関する基本方針

平成12年3月22日  
人事管理官会議了承  
平成12年3月22日  
内閣総理大臣決定  
平成13年1月24日  
一部改正  
平成26年6月24日  
一部改正

国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第4条第1項の規定に基づき、国と民間企業との間の人事交流に関する基本方針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1 基本的事項

##### (1) 基本方針の目的

この基本方針は、各行政機関が行う国と民間企業との間の人事交流に関する法律に基づく人事交流（以下「人事交流」という。）の制度の運用に関し、指針となるべき事項を定めることにより、その円滑かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

##### (2) 基本姿勢

複雑・高度化する行政課題に対し公務員の対応能力を高め、国民の負託に応えていくためには、幅広い分野における多様な人材について、「官から民」、「民から官」の双方向の交流のより一層の拡充を図ることが必要である。このような観点から、各行政機関においては、人事交流を一層幅広くかつ積極的に行うものとする。

また、人事交流は、国民の信頼を得られるものとなることはもちろん、国と民間企業の双方にとって、人材の育成及び活用、組織の運営の活性化、相互理解の促進等につながる有意義なものとならなければならないものであり、各行政機関は、人事交流に係る服務規律の確保に万全を期しつつ、民間企業と対等の立場に立って、人事交流に取り組むものとする。

## 2 人事交流の制度の運用の重点

### (1) 交流派遣の対象

交流派遣は、幹部候補育成課程対象者を始めとする将来の行政の中核的要員と見込まれる職員その他の行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員を対象とするものとし、交流派遣からの復帰後継続して公務部内で勤務し、交流派遣の成果を発揮することが見込まれる職員を選定することとする。

### (2) 交流採用の対象

交流採用は、民間企業の実務経験を通じてその業務遂行手法を体得している者を対象に、各行政機関における効率的かつ機動的な業務遂行が求められる官職等その経験を行政運営の活性化のために効果的に活かすことが期待される官職について実施するものとする。

また、各行政機関は、従業員の育成等交流採用に係る民間企業の要望を踏まえつつ、これと十分に協議をした上で、交流採用をしようとする官職を決定するものとする。

## 3 人事交流の制度の運用に伴う対応

### (1) 人事交流の意向の把握等

各行政機関は、希望する勤務地や業務等に関する自己申告等の機会を活用して、民間企業に交流派遣をされることを希望する職員を把握するなど、職員、部局等の人事交流に関する意向を把握して人事交流の実施に反映するとともに、交流派遣を行う職員の選定に当たっては、当該職員の適性、能力等を考慮するものとする。

### (2) 関係者の連絡・連携の確保

内閣総理大臣は、人事交流の制度の円滑かつ効果的な運用に資するため、人事管理官会議を活用するほか、人事院及び関係民間団体の協力を得て、中央人事行政機関、内閣府官民人材交流センター、各行政機関及び関係民間団体の間の連絡・意見交換の機会を確保することとする。

また、各行政機関においては、人事交流が職員の育成及び行政運営の活性化を目的とするものであることにかんがみ、人事交流の実施に当たっては、任用担当と能率増進施策担当との間の密接な連携を確保するものとする。

### (3) 人事交流の円滑な実施のための支援

内閣府官民人材交流センターは、人事交流の円滑な実施のための支援として、内閣総理大臣及び人事院並びに関係民間団体と密接に連携して、人事交流の実施に関し各行政機関及び民間企業に対する情報提供等を行うとともに、人事交流の制度及び運用状況に関する広報・啓発活動を行うものとする。

#### (4) 人事交流の制度及び運用に関する透明性の確保等

各行政機関は、民間企業との間の人的な交流を円滑かつ効果的に行うとともに、いやしくも国民の疑念等の問題を生じないように、行政運営の活性化のために人的な交流を進めていくに当たっては、人事交流の制度を活用することを基本とし、さらに、職員のプライバシー等に配慮しつつ、その運用の透明化に努めるものとする。

また、内閣総理大臣は、民間企業その他各方面からの意見、要望等を聴取し、人事交流の制度の運用等に反映するよう努めるものとする。

### 4 人事交流の制度の運用に当たっての留意事項

#### (1) 多様な民間企業やその部門との間の人事交流

各行政機関は、民間企業における様々な業務遂行手法を公務部門に取り入れるとの観点から、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）により人事交流の対象となる民間企業の範囲が拡大されたことも踏まえ、人事交流の相手方とする民間企業やその部門が多様なものとなるよう努めるものとする。

#### (2) 多様な人材についての人事交流

各行政機関は、その所掌事務に応じて、多様で有為な人材を育成し、又は活用するとの観点から、性別、事務系・技術系の別や採用試験区分の別にとらわれず、多様で有為な人材の交流派遣及び交流採用を積極的に行うものとする。

#### (3) 交流採用職員等の配置等

各行政機関は、交流採用職員について、その志気を高揚し、行政運営の活性化に資するため、その経験や実績を重視した適切な配置及び職務に応じた処遇を徹底するものとする。

また、交流派遣から復帰した職員については、交流派遣された民間企業における効率的かつ機動的な業務遂行の経験等による成果を活かすことが可能な人事配置に努めるものとする。

### 5 その他

#### (1) 実施状況のフォローアップ等

内閣総理大臣は、この基本方針について、必要に応じ、人事院、内閣府官民人材交流センター、各行政機関等の協力を得て、実施状況のフォローアップを行い、その結果を踏まえ、所要の見直しの検討を行うものとする。

#### (2) 内閣総理大臣の事務の処理

内閣総理大臣がこの基本方針を運用するに当たって必要となる事務は、内閣官房内閣人事局において処理する。